

# マイナンバーカード申請書自動作成システム賃貸借業務仕様書

## 1 業務名

マイナンバーカード申請書自動作成システム賃貸借業務

## 2 業務目的

マイナンバーカードを健康保険証や自動車運転免許証として利用するには常に有効な状態を保つ必要がある。またマイナンバーカード取得者の増加に伴い、有効期限を迎えた電子証明書やマイナンバーカードの更新等、様々な手続きの受付業務が激増している。

マイナンバーカードの各種申請受付業務にあたっては、職員が申請者から聞き取りを行い、多種申請書の中から必要な申請書を抽出し、対応している。

そこで、マイナンバーカードを挿入し、又はかざして、タッチパネルを操作するだけで申請書類が作成できるシステム（以下、「申請書自動作成システム」という。）を導入し、申請者の待ち時間の短縮と窓口の混雑緩和を図ることを目的とする。

## 3 基本要件

- (1) 申請者が申請書作成の操作に必要な入力装置として、タッチパネルを有するPCとすること。
- (2) ITに不慣れな申請者でも安易に操作できるように配慮された仕組みであること。
- (3) 導入にあたっては、受託者が下記4の「対象帳票」の申請書様式をシステムに登録し、本市で特別な設定をせずに稼働できるようにすること。また、申請書様式のレイアウトについては現行の様式を基に本市と調整して設定すること。
- (4) 下記5「追加帳票」を容易に職員が作成できるシステムであること。
- (5) マイナンバーカード読み取り時、顔認証や暗証番号入力の認証フェーズ（以下、「認証フェーズ」という。）を経て、カードの読み取りを行い、タッチパネルを操作するだけで各種申請書が自動で作成できる機能を有すること。また、認証フェーズを経ずに、カードの読み取りを行うことができるよう設定変更が可能であること。
- (6) マイナンバーカードをカードリーダーに設置し、カードから情報を読み取る場合には、搭載されているICチップに記録されている「氏名」「生年月日」「住所」「性別」の4つの情報を読み取り、各種申請書に反映させること。
- (7) 申請書を選択する際に分かりやすいよう、申請の目的等に基づいたカテゴリごとに申請書を選択できる画面遷移とすること。
- (8) 一回の操作で複数の申請書を選択し、一括して印刷が可能であること。
- (9) システムの操作が一定時間行われない場合、入力中の情報が削除され、メッセージ表示後に自動で初期画面に遷移すること。また、職員により任意に初期画面に遷移できること。
- (10) マイナンバーカード取忘れ防止のため、カードリーダー内にマイナンバー

カードが残っている場合には、システムから任意の時間で警告音等を鳴らすことができる。

- (11) 申請書の印刷は、マイナンバーカード取忘れ防止のため、カードリーダーからマイナンバーカードを取出さないと印刷フェーズに移行しないようすること。
- (12) 一連の申請書の作成処理が終了した後は、個人情報を残さない処理ができるなど、情報セキュリティーに配慮されたシステムであること。

#### 4 対象帳票

署名用電子証明書／利用者用電子証明書 新規発行／更新申請書

#### 5 追加帳票（本システム納品後、職員において以下の帳票を作成する。）

- (1) 個人番号カード暗証番号変更・再設定申請書 電子証明書暗証番号変更・再設定申請書
- (2) 個人番号カード券面記載事項変更届
- (3) 個人番号カード返納届 電子証明書失効申請書
- (4) 電子証明書失効申請／秘密漏えい等届出書
- (5) 個人番号カード一時停止解除届 利用者証明用電子証明書一時停止解除届
- (6) 個人番号指定請求書
- (7) 個人番号カード紛失・廃止届
- (8) 個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書 発行／更新申請書

#### 6 申請書自動作成システムサポート

- (1) 申請書自動作成システムに関する本市からの問い合わせについて、平日 9 時から 17 時までは電話による受付を基本とすること。また時間外及び土日祝日においてメールにて問合せた内容については、翌営業日以降において速やかに回答すること。
- (2) ハードウェアの故障 (PC 等の復旧時の再セットアップを含む) については、迅速な復旧を行うこと。

#### 7 履行場所

たつの市役所市民課（たつの市龍野町富永地内）

たつの市新宮総合支所地域振興課（たつの市新宮町宮内地内）

たつの市揖保川総合支所地域振興課（たつの市揖保川町正條地内）

たつの市御津総合支所地域振興課（たつの市御津町苅屋地内）

#### 8 導入期限

導入期限は、令和 8 年 3 月 25 日（水）までとする。

## 9 賃貸借期間

令和8年3月25日（水）から令和13年2月28日（金）までの長期継続契約とする。

この入札に基づく契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳出予算において減額又は削除があった場合、本市はこの契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

## 10 操作研修

受託者は、申請書自動作成システム供用開始前に操作マニュアルに基づき、職員に対し操作方法に関する研修を行うこと。また操作マニュアルは4部提出すること。なお、実施時期、実施場所等詳細については本市と協議の上決定する。

## 11 納品物

- (1) 操作マニュアル 4部
- (2) 申請書自動作成システム 4台（本庁市民課、新宮総合支所地域振興課、揖保川総合支所地域振興課、御津総合支所地域振興課）
- (3) ライセンス
  - 申請書自動作成システムソフトウェア：4ライセンス
  - ※システム保守（5年間）を含む。

## 12 その他

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物等はすべて本市に帰属するものとする。
- (2) 業務の実施に当たりデータの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。
- (3) 業務の実施に当たり知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (4) システムの不具合により、保守の必要が生じた場合は、賃貸借契約の範囲内でシステム保守を行うこととし、帳票の修正等システムを大きく修正する必要がある場合には、その対応について双方で協議の上、決定するものとする。
- (5) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上決定する。
- (6) 令和8年3月分の賃貸借料は、日割計算とする。

## 機器仕様一覧

### 1. システム機器

内 容		数量
品名	マイナンバーカード申請書自動作成システム	4 台
規格	別紙 PC、カードリーダー参照	
参考銘柄	PASiD Face(株式会社ジェイエスキューブ) ※同等品可	
ハードウェア保守	5年間（オンライン）	
セキュリティ	覗き見防止フィルターを設置すること	4 個

### 2. モノクロレーザープリンタ

品名・構成内容等		数量
型名	B-432dnw (沖電気工業株式会社) ※同等品可	4 台
ハードウェア保守	5年間（オンライン）	
プリンタケーブル	BSUAB220BK (株式会社バッファロー) ※同等品可	4 本

### 3. 特記事項

- (1) 同等品で見積書を提出する場合は、1月26日（月）15時までに担当課から承認を得ること。
- (2) 提案する製品のメーカーは、日本国内に法人があり、かつ製品の輸入、販売、サポート実績があること。

別 紙

P C

仕 様		数量
画面サイズ	10.1~21.5 インチ	4 台
最大表示解像度	1,280×800 以上	
電源	AC100~240V、50/60H z	
消費電力	50W 以下	
タッチパネル入力方式	静電容量式	

カードリーダー

構成内容等		数量
I C リーダー機能	J-LIS (地方公共団体情報システム機構) 公的個人認証サービス適合性検証済 ※本体に内蔵されている場合は、不要	4 台